

•第4編

資料編

1 防災関係機関及び関係条例等

1-1 藤崎町防災会議委員名簿

条例 該当	機関及び職名	所在地	電話番号
会 長	藤崎町長	藤崎町大字西豊田一丁目1	75-3111
第1号	国土交通省 青森河川国道事務所 藤崎出張所長	藤崎町大字藤崎字村井36-1	75-3314
第2号	中南地域県民局 地域整備部長	弘前市蔵主町4	32-0282
第3号	弘前警察署長	弘前市大字八幡町三丁目3-2	32-0111
	藤崎駐在所長	藤崎町大字西豊田二丁目2-10	75-3010
第4号	藤崎町副町長	藤崎町大字西豊田一丁目1	75-3111
第5号	藤崎町教育委員会教育長	藤崎町大字常盤字三西田35-1	65-3100
第6号	藤崎町消防団長	藤崎町大字西豊田一丁目1	75-3111
	弘前地区消防事務組合消防長	弘前市大字本町2-1	32-5101
第7号	東北電力株式会社 弘前電力センター所長	弘前市大字本町1	32-0238
	東日本電信電話株式会社 青森支店長	青森市橋本二丁目1-6	017-774-9550
第8号	藤崎町町内会連合会長	藤崎町大字西豊田一丁目1	75-3111

1-2 藤崎町防災会議条例 (平成17年3月28日 藤崎町条例第15号)

改正 平成25年9月12日条例第46号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、藤崎町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 藤崎町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 藤崎町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 町教育長
- (6) 町消防団長及び弘前地区消防事務組合消防長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) その他町長が必要と認めた者

6 前項の委員の定数は、別に定める。

7 第5項第7号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、青森県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成25年9月12日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 藤崎町災害対策本部条例 (平成17年3月28日 藤崎町条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、藤崎町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

2 災害救助法関係

2-1 災害救助法の適用基準

① 適用基準の内容

本法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

ア 原則として同一の原因による災害によるものであること。

イ 本法による救助の要否は、市町村の区域単位に判定するものであること。

ウ 市町村の区域を単位とする被害が次の(ア)、(イ)に該当するものであること。

(ア) 市町村の区域内の世帯の住家の滅失した数が次のいずれか(A・B・C・D)に該当する場合

A 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

(令第1条第1項第1号)

(令別表第1)

藤崎町該当	市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
◎	5,000人未満		30世帯
	5,000人以上	15,000人未満	40世帯
	15,000人以上	30,000人未満	50世帯
	30,000人以上	50,000人未満	60世帯
	50,000人以上	100,000人未満	80世帯
	100,000人以上	300,000人未満	100世帯
	300,000人以上		150世帯

B 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第2に示す数以上であって当該市町村の区域内の世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第3に示す数以上であること。

(令第1条第1項第2号)

(令別表第2)

藤崎町該当	都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
◎	1,000,000人未満		1,000世帯
	1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
	2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000世帯
	3,000,000人以上		2,500世帯

(令別表第3)

藤崎町該当	市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
◎	5,000人未満		15世帯
	5,000人以上	15,000人未満	20世帯
	15,000人以上	30,000人未満	25世帯
	30,000人以上	50,000人未満	30世帯
	50,000人以上	100,000人未満	40世帯
	100,000人以上	300,000人未満	50世帯
	300,000人以上		75世帯

C 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

(令第1条第1項第3号前段)

(令別表第4)

藤崎町該当	都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
◎	1,000,000人未満		5,000世帯
	1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000世帯
	2,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000世帯
	3,000,000人以上		12,000世帯

D 災害が隔離した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(令第1条第1項第3号後段)

a 被災者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であること。

このような例として次のようなものがある。

(a) 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

(b) 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。

※ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊な補給方法を必要とし、又は救出に特殊な技術を必要とすること。(基準省令第1条)

b 多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省で定める基準に該当すること。(令第1条第1項第4号)

A 船舶の沈没或いは交通事故により多数の者が死傷した場合

B 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

C 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

D 炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合

E 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合

F 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

豪雪災害に対する本法の適用についての判断基準として次のような状況が考えられる。

a 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性の増大

b 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化

c 雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生

この災害の事例としては、昭和38年1月及び昭和52年2月の北陸を中心とした日本海側一帯の豪雪がある。前者の時は、青森、福島、新潟、富山、石川、福井、兵庫、鳥取、島根、広島、山口の11県にわたる109市町村に、後者の時は、青森、新潟、長野の3県にわたる36市町村に本法を適用し、避難場所の設置、炊出し、障害物の除去（雪おろし）を実施した。

G 離島であって長期の干害により海上輸送以外の方法で飲料水を確保することができない場合

H 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

※1 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（基準省令第2条第1号）

※2 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊な補給方法を必要とし、又は救出に特殊な技術を必要とすること。（基準省令第2条第2号）

エ 被災者が現に救助を要する状態にあるものであること。

② 災害救助法適用基準

市町村名	全壊 全焼 流失	半壊 半焼	床上浸水	県被害世帯数が 1,500以上に達 した場合
藤崎町	50	100	150	25

ア 法適用基準

藤崎町該当	市町村の区域内の人口		住家減失世帯数
◎		5,000人未満	30世帯
		5,000人以上	40世帯
		15,000人以上	50世帯
		30,000人以上	60世帯
		50,000人以上	80世帯
		100,000人以上	100世帯
		300,000人以上	150世帯

イ 法外援護適用基準

藤崎町該当	市町村の区域内の人口	滅失世帯
◎	2万人未満	20世帯
	2万人以上 5万人未満	30世帯
	5万人以上 10万人未満	40世帯
	10万人以上	50世帯

ウ 滅失世帯算定基準

区 分	算 定 基 準
全 壊、全 焼、流 失	1 世帯
半 壊、半 焼	$\frac{1}{2}$ 世帯
床 上 浸 水	$\frac{1}{3}$ 世帯

③ 被害程度の認定基準

種 類	統 一 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重 傷 者 軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家	現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には当該部分は住家とする。
住 家 全 壊 全 焼 (全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも

	の。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

〔注〕

- (1) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化が生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (2) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

④ 急迫事態における救助の実施

市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待つ暇がないと認めたときは、災害救助法第23条に規定する救助の実施に着手することができる。(災害救助法施行細則第1条の2)

2-2 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱

(昭和53年8月17日改正)

1 目的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

2 適用基準

(1) この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により被災世帯が次の世帯数以上に達したときに行うものとする。

ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は、2分の1世帯、床上浸水した場合の世帯は、3分の1世帯とみなす。

藤崎町該当	人	口	被災世帯数
◎		2万人未満	20世帯以上
	2万人以上	5万人未満	30世帯以上
	5万人以上	10万人未満	40世帯以上
	10万人以上		50世帯以上

(2) (1)の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

3 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与することとし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和30年4月19日、青森県規則第40号）第2条第1項に定める別表第1の三の3の基準とする。

4 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

附 則

この要綱は、昭和53年8月17日から適用する。

2-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(平成30年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 高齢者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人 1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

④ 2-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）・冬季（10月～3月）の季別は災害発生日をもって決定する。 2 後掲別表に掲げる金額の範囲内	災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たりの限度額 584,000円以内	災害発生日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生日から10日以内	災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検 査 救護班以外は慣 案 行料金	災害発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,400円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表（被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算
全 壊 全 焼 流 失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
	冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500

3 相互応援協定等

3-1 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県内で一の市町村では対応困難な災害（自然災害のほか、原子力災害、テロ災害等の特殊災害などを含む。以下同じ。）が発生した場合における県による応援調整及び県内市町村による被災市町村の応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整)

第2条 市町村は、青森県内で災害が発生した場合において、他の市町村等からの応援が必要であると認めるときは、第4条に定めるところにより、県に対して応援の要請をすることができる。

2 県は、前項の規定により、被災市町村から応援の要請があったときは、直ちに応援の調整を行うものとする。

(応援要請事項)

第3条 被災市町村は、次に掲げる事項について、県に対して応援の要請をすることができる。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 避難者の受入れ
- (7) 前各号に定めるもののほか、災害時の応急措置活動に関し特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は、県に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭により要請を行うとともに、速やかに当該事項を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援可能な市町村と連絡をとり、応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知するとともに、応援可能な市町村に

対して応援の実施を依頼するものとする。

3 前項の規定による応援の依頼を受けた市町村は、直ちに応援を実施するものとする。この場合において、応援人員、応援物資等の搬送は、原則として当該市町村が行うものとする。

(自主応援)

第5条 各市町村は、災害が発生したことが明らかな場合において、被災市町村との連絡が取れないとき又は前条第2項の規定による応援の依頼を待つ時間的余裕がないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、同項の規定による応援の依頼を待たずに自主的に応援を行うことができる。

2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめ県に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 前2条の規定による応援の実施に要した経費の負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次に定めるとおりとする。

(1) 応援を実施した市町村が負担する経費

イ 機械器具等の燃料費（補給燃料に係るものを除く。）及び小規模破損の修理費

ロ 応援人員の手当等に関する経費

ハ 応援人員が応援業務により負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金

ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害の賠償費

ホ 応援人員の災害地への出勤又は帰路途上において発生した事故に係る損害賠償費

(2) 被災市町村が負担する経費 前号に定める経費以外の経費

2 被災市町村は、前項第2号の経費を支弁する時間的余裕がない場合にあつては、応援を実施した市町村に対し当該経費の一時支払いを要請できる。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

第7条 本協定の運営に関する事務局を青森県危機管理局防災危機管理課に置く。

(平時の取り組み)

第8条 県及び市町村は、本協定に基づく相互応援が迅速かつ的確に実施できるよう、平時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 災害時に必要な物資の備蓄

(2) 定期的な訓練の実施

(3) その他必要と認める事項

(担当者及び備蓄状況の報告)

第9条 市町村は、毎年度、本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これを取りまとめの上、各市町村へ報告するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成30年12月6日から施行する。
- 2 平成18年9月29日締結の「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定を証するため、本協定書41通を作成し、県及び市町村がそれぞれ押印の上、各1通を所持する。

3-2 欠

3-3 欠

3-4 消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、災害の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて、住民の安心、安全を図るため、市町村の消防の相互の協力体制を確立し、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、青森市、黒石市、五所川原市、十和田市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、中泊町、藤崎町、板柳町及び七戸町（以下「関係市町村」という。）とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定における災害の範囲は、火災、その他の災害及び救急・救助業務で応援活動を必要とするもの（以下「災害」という。）とする。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 関係市町村に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地
の市町村長（一部事務組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一
部事務組合をいう。）が事務（消防団に関する事務を含む。）を行う場合にあっては、当該一
部事務組合の管理者。以下同じ。）の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 関係市町村の区域内に災害が発生した場合に、発生地
の市町村長の要請に基づいて出動する応援

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、災害発生地
の市町村長から電話等の方法により、次の事項を明確にして
応援側市町村長に対して行うものとする。

- (1) 災害の種別
 - (2) 災害発生日時及び場所並びに災害の状況
 - (3) 要請人員、車両等の種別並びに資機材等の種別及び数量
 - (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
 - (5) その他の必要事項
- 2 普通応援で出動した場合、応援側市町村長は必要事項を速やかに受援側市町村長に通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条第一項の規定により応援要請を受けた市町村長は、管轄区域内の消防活動に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側市町村長は、応援隊の派遣を決定したときは、出発時刻、出動人員、車両等の種別、

資機材等の種別及び数量並びに到着予定時刻その他の必要事項を受援側市町村に通報するものとする。

- 3 前条第一項の規定による応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに受援側市町村長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援側市町村（一部事務組合が事務（消防団に関する事務を含む。）を行う場合にあつては、当該一部事務組合。以下同じ。）の消防長及び消防団長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援側市町村の消防長又は消防団長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、自隊の活動状況等について速やかに現場指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要した費用については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次の区分により負担するものとする。

- (1) 車両等又は資機材等の燃料費（補給燃料を除く。）及び小破損の修理費用 応援側市町村
- (2) 消防職（団）員の手当等に関する費用 応援側市町村
- (3) 消防職（団）員の負傷、疾病又は死亡による災害補償等の費用 応援側市町村
- (4) 消防職（団）員の重大な過失による第三者に与えた損害の賠償に関する費用 応援側市町村
- (5) 消防職（団）員の出勤又は帰路途上において発生した事故の損害賠償に関する費用 応援側市町村
- (6) 前各号に該当しない費用 受援側市町村

- 2 前項の区分について疑義が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、別途協議のうえ定める。

附 則

- 1 この協定は、平成18年9月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書20通を作成し、協定者が記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成18年8月25日

記名押印 〔略〕

3-5 水道災害相互応援協定

(相互応援)

第1条 市町村は、非常災害の発生により水道施設に災害を受けた場合の早期復旧と運搬給水等住民に対する飲料水の供給の確保をはかるための必要な措置を講ずるため相互に応援するものとする。

(水道災害救援本部)

第2条 前条の応援事務を迅速かつ適切に行うため青森県水道災害救援本部（以下「救援本部」という。）を設ける。

2 救援本部は、青森県環境保健部生活衛生課内に置く。

ただし、災害が発生した場合は、その災害の態様によって被災現地に置くことができる。

第3条 救援本部は、救援本部長及び救援本部員をもって組織する。

2 救援本部長は、青森県環境保健部長とする。

3 救援本部員は、次の各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 青森県環境保健部生活衛生課長
- (2) 青森市水道事業管理者
- (3) 弘前市水道部長
- (4) 八戸圏域水道企業団企業長

第4条 救援本部長は、被災市町村の水道災害の救援事務を総理する。

2 救援本部員は、救援本部長の命により当該市町村の責任者と協議し被災現地の水道災害の救援の指揮にあたるものとする。

(応援隊の派遣要請)

第5条 被災市町村の水道災害対策責任者は、救援本部長に対し応援隊の派遣の要請をするときは、電話その他の方法により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害発生の場所及び状況
- (2) 必要とする職種別所要人員、機械器具及びその数
- (3) 応援隊及び機械器具等を受領する場所
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 救援本部長は、前条の規定により応援隊の派遣の要請を受けたときは、その被害の状況、地域等を考慮してただちに被災現地の指揮者を任命し、又は応援隊の派遣の指示をするものとする。

2 前項の規定により救援本部長から応援隊の派遣の指示を受けた市町村の水道事業責任者は、ただちに応援態勢をととのえ、被災現地の指揮者の応援要請に万難を排して応ずるものとする。

3 前項の規定により応援隊を派遣したときは、ただちにその出発時刻、出動人員、機械器具の

数及び予定到着時刻等を被災現地の指揮者に通知するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第7条 応援に要した費用については、原則として次の各号の基準によるものとする。ただし、当該市町村双方の協議によりこれを変更することができる。

- (1) 応援隊の職員の派遣に要した人件費及び旅費並びに機械器具の貸出料は、応援をした市町村の負担とする。
- (2) 応援資材の費用は、消耗的なものに係る費用を除き被応援側の市町村の負担とする。
- (3) 工事及び資材等業者の提供したものに係る費用は、被応援側の市町村の負担とし、その負担に当っては歩掛り等について十分に考慮するものとする。

(事務局)

第8条 救援本部の事務を処理するため、救援本部事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の議員を置き、青森県環境保健部生活衛生課の職員及び日本水道協会青森県支部の職員のうちから救援本部長が委嘱する。
- 3 事務局長は、救援本部長の命を受け、局務を掌理する。

(この規定に定めるもののほか必要な事項)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、救援本部長が定める。

4 消防・水防関係

4-1 消防機関の組織

(平成31年4月1日現在)

本 部	消防署 (5署)	分署 (10分署)
消防本部 (職員57名) {総務課・警防課・予防課・通信指令課} 司令車 1台 広報車 2台 査察車 1台 防火査察指導車 2台	東消防署 (職員51名) 指揮隊車 1台 はしご付消防自動車 (30m級) 1台 救助工作車 1台 化学消防ポンプ自動車 1台 高規格救急車 1台 高規格救急車 (予備車) 1台 資機材搬送車 2台 水槽車 1台 重機搬送車 1台 5 t 重機 1台	柘形分署 (職員21名) 水槽付消防ポンプ自動車 1台 水槽付消防ポンプ自動車 (予備車) 1台 高規格救急車 1台 広報連絡車 1台 マイクロバス (29人乗り) 1台 <hr/> 南分署 (職員21名) 水槽付消防ポンプ自動車 1台 消防ポンプ自動車 1台 高規格救急車 1台 <hr/> 北分署 (職員21名) 水槽付消防ポンプ自動車 1台 消防ポンプ自動車 1台 高規格救急車 1台 小型特殊自動車 1台 <hr/> 藤代分署 (職員21名) 水槽付消防ポンプ自動車 1台 高規格救急車 1台 広報連絡車 1台 <hr/> 西分署 (職員21名) 水槽付消防ポンプ自動車 1台 水槽付消防ポンプ自動車 (予備車) 1台 消防ポンプ自動車 1台 高規格救急車 1台 <hr/> 西北分署 (職員12名) 水槽付消防ポンプ自動車 1台 高規格救急車 1台 広報連絡車 1台 <hr/> 目屋分署 (職員12名) 水槽付消防ポンプ自動車 1台
	弘前消防署 (職員46名) 指揮隊車 1台 はしご付消防自動車 (40m級) 1台 救助工作車 1台 水槽付消防ポンプ自動車 1台 高規格救急車 1台 高規格救急車 (予備車) 1台 防火指導車 1台	

		高規格救急車	1台
		広報連絡車	1台
黒石消防署	(職員46名)	山形分署	(職員12名)
指揮隊車	1台	水槽付消防ポンプ自動車	1台
救助工作車	1台	高規格救急車	1台
水槽付消防ポンプ自動車	1台	広報連絡車	1台
化学消防ポンプ自動車	1台	田舎館分署	(職員12名)
高規格救急車	1台	水槽付消防ポンプ自動車	1台
高規格救急車(予備車)	1台	高規格救急車	1台
燃料補給車	1台	広報連絡車	1台
資機材搬送車	2台		
平川消防署	(職員45名)	碓ヶ関分署	(職員12名)
指揮隊車	1台	水槽付消防ポンプ自動車	1台
救助工作車	1台	高規格救急車	1台
水槽付消防ポンプ自動車	1台	広報連絡車	1台
水槽付消防ポンプ自動車(予備車)	1台		
消防ポンプ自動車	1台		
高規格救急車	1台		
資機材搬送車	1台		
板柳消防署	(職員22名)		
水槽付消防ポンプ自動車	1台		
消防ポンプ自動車	1台		
高規格救急車	1台		
広報連絡車	1台		

4-2 藤崎町消防団

1 分団管轄区域表

分 団 名	管 轄 区 域
第 1 分 団	舟場、みつや、表町、仲町、曲新田
第 2 分 団	本町、館川町、下町、木挽町、朝日町
第 3 分 団	横町、新町、伝馬、葛野、西豊田一丁目
第 4 分 団	白子、緑町
第 5 分 団	藤越、西豊田二丁目、西豊田三丁目
第 6 分 団	中島、小畑
第 7 分 団	矢沢、水沼、東町
第 8 分 団	中野目
第 9 分 団	吉向、亀岡、西中野目
第 10 分 団	俵舂、下俵舂、柏木堰
第 11 分 団	林崎
第 12 分 団	常盤、西田、若柳、小学校通り
第 13 分 団	水木、若柳の一部
第 14 分 団	榊、亀田
第 15 分 団	福館
第 16 分 団	徳下、三ツ屋
第 17 分 団	福左内
第 18 分 団	福島
第 19 分 団	久井名館
第 20 分 団	若松
第 21 分 団	富柳
第 22 分 団	全域

2 消防団編成表

		本 団	分 団											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
団 長		1												
副 団 長		4												
本団付分団長		11												
分 団 長			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
副 分 団 長			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
部 長			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
班 長	機 械		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	水 利		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	工 作		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
団 員			13	13	14	13	14	13	14	14	14	14	14	12
合 計		16	19	19	20	19	20	19	20	20	20	20	20	18

		分 団										計
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
団 長												1
副 団 長												4
本団付分団長												11
分 団 長		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	22
副 分 団 長		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	22
部 長		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	22
班 長	機 械	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	22
	水 利	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	22
	工 作	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	22
団 員		12	12	9	11	9	11	9	9	9	10	263
合 計		18	18	15	17	15	17	15	15	15	16	411

4-3 消防施設・設備の現況

(平成31年4月1日現在)

区分	区域名	人口 (人)	消防ポンプ自動車 (台)	水槽付ポンプ自動車 (台)	小型動力ポンプ付積載車 (台)	救急自動車 (台)	小型特殊自動車 (台)
弘前地区消防事務組合 東消防署北分署	藤崎町全域	15,084	1	1		1	1
分 団 名	第1分団	舟場・みつや・表町・仲町・曲新田	1,090		1		
	第2分団	本町・館川町・下町・木挽町・朝日町	1,491		1		
	第3分団	横町・新町・伝馬・葛野・西豊田一丁目	1,679		1		
	第4分団	白子・緑町	461		1		
	第5分団	藤越・西豊田二丁目・西豊田三丁目	1,231		1		
	第6分団	中島・小畑	494		1		
	第7分団	矢沢・水沼・東町	1,003		1		
	第8分団	中野目	313		1		
	第9分団	吉向・亀岡・西中野目	412		2		
	第10分団	俵舂・下俵舂・柏木堰	704		1		
	第11分団	林崎	220	1			
	第12分団	常盤・西田・若柳・小学校通り	1,667		1		
	第13分団	水木・若柳の一部	854		1		
	第14分団	榊・亀田	1,237		1		
	第15分団	福館	257		1		
	第16分団	徳下・三ツ屋	312		1		
	第17分団	福左内	210		1		
	第18分団	福島	608		1		
	第19分団	久井名館	307		1		
	第20分団	若松	328		1		
	第21分団	富柳	206		1		
計			2	1	21	1	1

4-4 消防水利の現況

(令和元年10月1日現在)

藤崎地区				常盤地区			
区分	種別			区分	種別		
	消火栓	防火水槽	その他		消火栓	防火水槽	その他
北1区	15	6		北12区	17	6	1
北2区	18	5		北13区	13	11	
北3区	12	11		北14区	19	11	
北4区	14	4		北15区	9	8	
北5区	18	10		北16区	12	13	
北6区	13	5		北17区	13	8	
北7区	11	4		北18区	9	12	
北8区	23	7					
北9区	23	8					
北10区	23	6					
北11区	15	2					
計	185	68		計	92	69	1

区 分		現有数
消火栓	地上式	269
	地下式	8
防火水槽	20m ³ 以上40m ³ 未満	28
	40m ³ 以上60m ³ 未満	105
	60m ³ 以上100m ³ 未満	3
	100m ³ 以上	1
その他の水利		1
計		415

4-5 水防資機材の備蓄状況

(平成31年4月1日現在)

倉庫名	倉庫所在地	規模	備蓄主要資機材数		管理者
藤崎除雪センター	大字藤崎字若松17	252㎡	ツルハシ (丁)	1	建設課長
			スコップ (丁)	5	
			掛矢 (丁)	1	
			ペンチ (丁)	2	
			のこぎり (丁)	2	
			ハンマー (丁)	3	
			土のう用袋 (枚)	500	
常盤除雪センター	大字増館字若柳128-2	411.81㎡	ツルハシ (丁)	2	
			スコップ (丁)	5	
			掛矢 (丁)	1	
			ペンチ (丁)	1	
			のこぎり (丁)	2	
			ハンマー (丁)	2	
			ナタ (丁)	2	
			土のう用袋 (枚)	500	

4-6 救助用資機材の整備状況

(平成31年4月1日現在)

資 機 材 名	整備状況	保管場所
ハ ン マ ー	2	水防倉庫
携 帯 拡 声 器	2	
投 光 器 (発 電 機 付)	3	
発 電 機	10	
チ ェ ー ソ ー	2	
ス タ ン ド 付 ハ ロ ゲ ン ラ イ ト	5	
小 型 動 力 ポ ン プ (大)	2	
小 型 動 力 ポ ン プ (小)	3	
水 中 ポ ン プ	4	
ス コ ッ プ	12	
つ る は し	1	
斧	1	

5 情報の収集・伝達関係

5-1 藤崎町防災広報無線

子局名	土地の住所	摘要
みつや	大字藤崎字西浅田42番地1	鋼管組柱1
藤越-1	大字藤崎字杉山28番地4	鋼管組柱2
藤越-2	大字藤崎字浅田9番地4	鋼管組柱3
葛野	大字葛野字前田66番地1	鋼管組柱4
矢沢-1	大字矢沢字福本4番地	鋼管組柱5
矢沢-2	大字矢沢字福富154番地1	鋼管組柱6
矢沢-3	大字水沼字浅田71番地3	鋼管組柱7
上水沼	大字藤崎字豊岡8番地3	鋼管組柱8
下水沼	大字水沼字浅田地内	鋼管組柱9
中野目-1	大字中野目字早稲田東16番地2	鋼管組柱10
中野目-2	大字中野目字早稲田東77番地2	鋼管組柱11
吉向・西中野目	大字中野目字葛巻51番地	鋼管組柱12
亀岡	大字亀岡字松元113番地	鋼管組柱13
西中野目	大字西中野目字池田69番地5	鋼管組柱14
俵舂-1	大字俵舂字池田162番地2	鋼管組柱15
俵舂-2	大字俵舂字前田地内	鋼管組柱16
柏木堰	大字柏木堰字前田6番地	鋼管組柱17
林崎-1	大字林崎字宮本84番地4	鋼管組柱18
林崎-2	大字林崎字平岡185番地2	鋼管組柱19
藤崎-1	大字藤崎字武元17番地2	鋼管組柱20
藤崎-2	大字藤崎字中村井1番地16	鋼管組柱21
藤崎-3	大字藤崎字西村井57番地2	鋼管組柱22
藤崎-4	大字藤崎字若松17番地	鋼管組柱23
藤崎-5	大字藤崎字竹原地内	鋼管組柱24
藤崎-6	大字藤崎字銅屋森62番地11	鋼管組柱25
藤崎-7	大字藤崎字岡本20番地6	鋼管組柱26
藤崎-8	大字藤崎字四本松105番地内	鋼管組柱27
藤崎-9	大字藤崎字四本松4番地1	鋼管組柱28
藤崎-10	大字西豊田三丁目1番地8	鋼管組柱29
藤崎-11	大字藤崎字西豊田55番地3	鋼管組柱30

藤崎-12	大字藤崎字若前46番地	鋼管組柱31
みどり町	大字藤崎字下袋106番地3	鋼管組柱32
白子-1	大字藤崎字白子18番地5	鋼管組柱33
白子-2	大字藤崎字白子122番地5	鋼管組柱34
富柳	大字富柳字福岡334番地3	鋼管組柱35
福館-1	大字福館字稲村地内	鋼管組柱36
福館-2	大字福館字西田25番地内	鋼管組柱37
福館-3	大字福館字西田89番地7	鋼管組柱38
福館-4	大字福館字西田176番地15	鋼管組柱39
久井名館-1	大字久井名館字早稲田34番地1	鋼管組柱40
久井名館-2	大字久井名館字早稲田306番地2	鋼管組柱41
久井名館-3	大字久井名館字早稲田104番地8	鋼管組柱42
福左内	大字水木字福西26	鋼管組柱43
榊-1	大字榊字和田118番地3	鋼管組柱44
榊-2	大字榊字種元42番地1	鋼管組柱45
榊・中島	大字榊字植田54番地	鋼管組柱46
榊・亀田	大字榊字亀田2番地1地内	鋼管組柱47
亀田	大字榊字亀田2番地93	鋼管組柱48
若松	大字若松字森越115番地2	鋼管組柱49
常盤-1	大字常盤字五宮本27番地1	鋼管組柱50
常盤-2	大字常盤字一西田11番地	鋼管組柱51
常盤-3	大字常盤字四宮本地内	鋼管組柱52
常盤-4	大字常盤字二西田36番地1地内	鋼管組柱53
水木-1	大字水木字村上14番地1	鋼管組柱54
水木-2	大字水木字稲元4番地	鋼管組柱55
水木-3	大字水木字水元44番地	鋼管組柱56
水木-4	大字水木字村上1番地1	鋼管組柱57
徳下-1	大字徳下字滝本2番地2	鋼管組柱58
徳下-2	大字徳下字滝本地内	鋼管組柱59
三ツ屋	大字三ツ屋字上前田53番地2	鋼管組柱60
福島-1	大字福島字村元66番地3	鋼管組柱61
福島-2	大字福島字林元29番地4	鋼管組柱62
福島-3	大字福島字宮元65番地	鋼管組柱63
若柳	大字増館字若柳117番地3地先	鋼管組柱64

5-2 消防無線

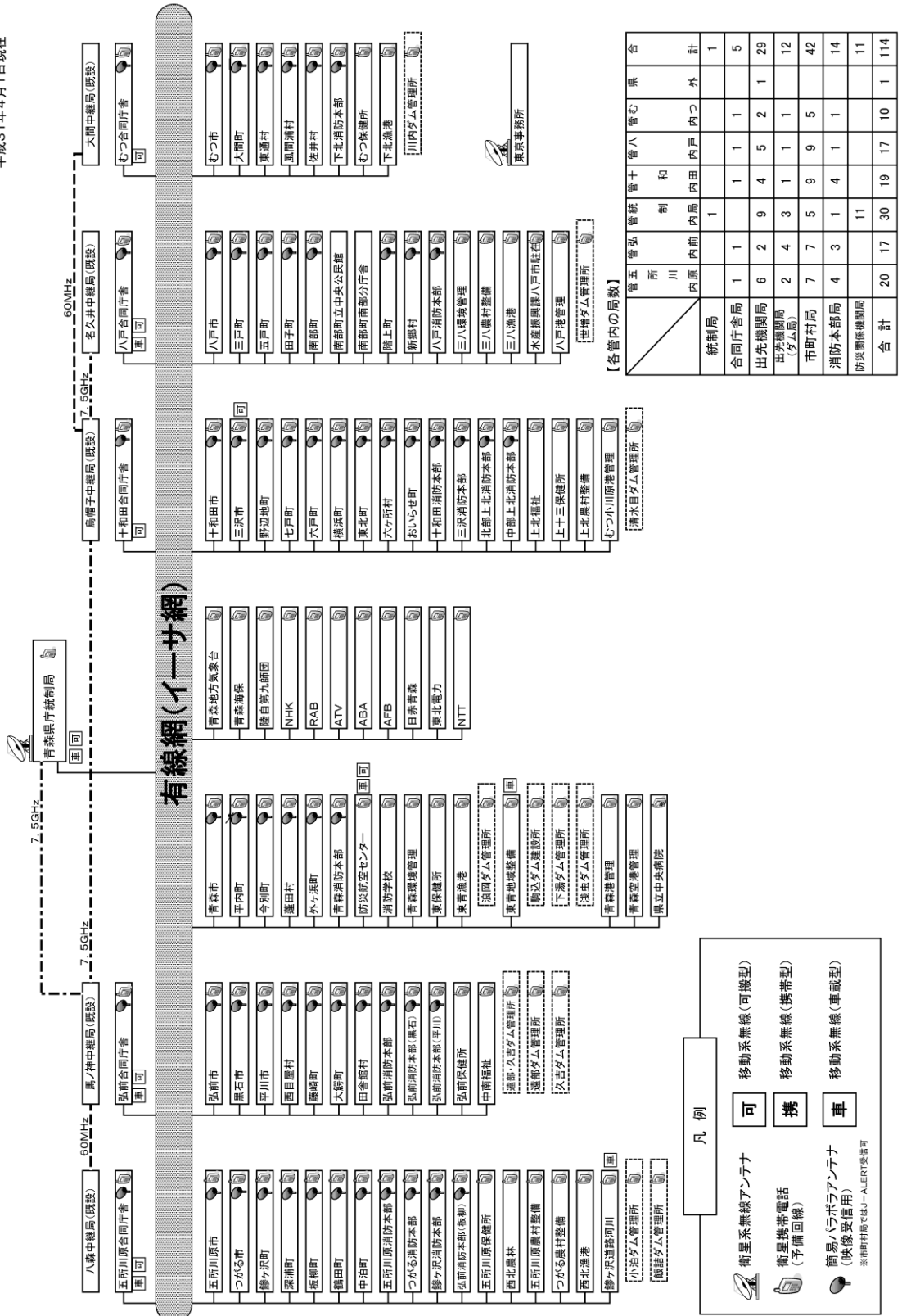
(弘前地区消防事務組合)

局種別	設置基数	設置・保管場所	出力			
			携帯用移動局		消防移動局	
			携 帯		車 載 携 帯	
			1W	2W	10W	10W
携帯用移動局	7 基	東消防署北分署	4 基	3 基		
移 動 局	3 基	東消防署北分署			3 基	

所 属	局種別	呼 出 名 称 (呼 出 符 号)	設 置 場 所 電 話 番 号
東消防署 北 分 署	ML	きた たんく 1 (車載)	大字藤崎字中 豊田7番3 75-3333
	ML	きた ぼんぷ 1 (車載)	
	ML	きた きゅうきゅう 1 (車載)	
	ML	きた けいたい 101 (携帯)	
	ML	きた けいたい 102 (携帯)	
	ML	きた けいたい 103 (携帯)	
	ML	きた かつどう 1 (携帯)	
	ML	きた かつどう 2 (携帯)	
	ML	きた かつどう 3 (携帯)	
	ML	きた かつどう 4 (携帯)	

5-3 青森県防災情報ネットワーク回線構成図

平成31年4月1日現在



5-4 消防機関の情報調査連絡員

弘前地区消防事務組合 東消防署 北分署		藤崎町大字藤崎字中豊田7-3		75-3333
藤崎町消防団	本部	団長・副団長4名・本団付分団長11名		
	第1分団	分団長	舟場・みつや・表町・仲町・曲新田	
	第2分団	分団長	本町・館川町・下町・木挽町・朝日町	
	第3分団	分団長	横町・新町・伝馬・葛野・西豊田一丁目	
	第4分団	分団長	白子・緑町	
	第5分団	分団長	藤越・西豊田二丁目・西豊田三丁目	
	第6分団	分団長	中島・小畑	
	第7分団	分団長	矢沢・水沼・東町	
	第8分団	分団長	中野目	
	第9分団	分団長	吉向・亀岡・西中野目	
	第10分団	分団長	俵舂・下俵舂・柏木堰	
	第11分団	分団長	林崎	
	第12分団	分団長	常盤・西田・若柳・小学校通り	
	第13分団	分団長	水木・若柳の一部	
	第14分団	分団長	榊・亀田	
	第15分団	分団長	福館	
	第16分団	分団長	徳下・三ツ屋	
	第17分団	分団長	福左内	
	第18分団	分団長	福島	
	第19分団	分団長	久井名館	
	第20分団	分団長	若松	
	第21分団	分団長	富柳	
第22分団	分団長	全域		

6 危険物関係

6-1 危険物施設の現況

(令和元年10月15日現在)

1 給油取扱所

名 称	所 在 地	貯蔵取扱 量(ℓ)	ガソリン	灯油	軽油	重油	オイル	その他
つがる弘前農業協同 組合 藤崎給油所	藤崎字中豊田15 番地4	59,500	○	○	○		○	○
マルトモ石油	藤崎字豊岡59番 地	46,800	○	○	○		○	
白戸石油店	藤崎字西村井34 番地8	28,800	○	○	○		○	
八藤 藤崎給油所	藤崎字村岡20番 地	28,800	○	○	○			
三国商事 弘前北給 油所	藤崎字南豊田7 番地3	102,000	○	○	○		○	○
株式会社 藤菱	榑字福田70番地 5	32,950	○	○	○			
佐藤石油店	榑字和田11番地 2	40,000	○	○	○			
津軽みらい農業協同 組合 常盤給油所	常盤字一西田5 番地3	60,000	○	○	○		○	
ドリーム★ワン藤崎 S S	葛野字前田51番 地12	48,000	○	○	○			
富士見総業株式会社 リベルタ藤崎S S	藤崎字村井38番 地2	62,000	○	○	○		○	○

2 自家用給油取扱所

名 称	所 在 地	貯蔵取扱 量(ℓ)	ガソリン	灯油	軽油	重油	オイル	その他
新潟運輸株式会社 弘前支店	藤崎字中豊田6 番地2	19,000			○			
有限会社千葉プロッ ク工業	水木字前田2番 地1	19,200		○	○			
株式会社アルム不動 産運輸 弘前支店藤 崎営業所	矢沢字豊成五番 囲27番地1	30,000			○			

3 地下タンク貯蔵所

名 称	所 在 地	貯蔵取扱量(ℓ)	ガソリン	灯油	軽油	重油	オイル	その他
藤崎町立藤崎中学校	藤崎字西豊田90番地	7,000		○				
藤崎町立藤崎中央小学校	水沼字浅田11番地	20,000				○		
青森新和株式会社	水沼字種田1番地1	10,000				○		
イオン藤崎店	西豊田一丁目7番地1	25,000				○		
藤崎町文化センター	西豊田一丁目1番地	3,000		○				
特別養護老人ホームさんふじ	柏木堰字南亀田1番地1	7,000				○		
青森リンゴ加工株式会社	藤崎字中村井48番地1	15,000				○		
ふれあいずーむ館	藤崎字中村井21番地1	4,000				○		
津軽みらい農業協同組合 常盤支店	常盤字一西田11番地	10,000				○		
ときわ会病院	榊字亀田2番地1	20,000				○		
津軽みらい農業協同組合	常盤字一西田1番地5	60,000		○				
株式会社みちのくクボタ青森事業所	常盤字五西田72番地4	20,000			○			○ 廃油
ケアハウスしずか	水木字浅田65番地	10,000				○		
東和電機工業株式会社 板金工場	榊字和田2番地3	7,000				○		
東和電機工業株式会社 板金工場	榊字和田2番地3	9,600		○				
東和電機工業株式会社 組立工場	榊字和田2番地3	9,600		○				
DMノバフォーム株式会社青森工場	榊字和田10番地1	17,000						○ ペンタン
ときわ会病院 緩和ケア病棟	榊字亀田2番地1	4,000		○				

4 一般取扱所

名 称	所 在 地	貯蔵取扱量(ℓ)	ガソリン	灯油	軽油	重油	オイル	その他
スポーツプラザ藤崎	西豊田一丁目1番地1	1,900		○				

藤崎町立明徳中学校	常盤字一西田21番地1	10,000		○				
青森リンゴ加工株式会社	藤崎字中村井48番地1	2,600				○		
福田道路株式会社青森アステック共同企業体	水木字平中20番地1	13,568				○		
DMノバフォーム株式会社青森工場	榑字和田10番地1	5,500		○		○	○	○
津軽みらい農業協同組合	常盤字一西田1番地5	7,500		○				
コメリ 藤崎店	榑字亀田10番地1	29,500		○				
つがる弘前農業協同組合 藤崎支店	葛野字岡元1番地1	20,000		○				

5 屋内貯蔵所

名称	所在地	貯蔵取扱量(ℓ)	ガソリン	灯油	軽油	重油	オイル	その他
丸運十和田運送株式会社弘前営業所	藤崎字西浅田9番地1	23,300					○	○
株式会社みちのくクボタ青森事業所	常盤字五西田72番地4	2,400	○		○		○	
DMノバフォーム株式会社青森工場	榑字和田10番地1	4,900		○			○	○
コマツ建機販売株式会社東北カンパニー弘前支店	水木字村元40番地1	9,200	○		○		○	○

6 屋外タンク貯蔵所

名称	所在地	貯蔵取扱量(ℓ)	ガソリン	灯油	軽油	重油	オイル	その他
つがる弘前農業協同組合 藤崎支店	葛野字岡元1番地1	150,000		○				
馬場尻排水機場	福島字富田59番地9	3,000				○		
中の川排水機場	福島字菟頭87番地4	3,000				○		
福田道路株式会社青森アステック共同企業体	水木字平中20番地1	40,000				○		

7 避難収容関係

7-1 避難所・避難場所

1 避難所

○一次避難所

番号	収容地区	施設名	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収納可能人員 (人)
1	舟場・みつや・表町	藤崎老人憩の家	藤崎町大字藤崎字四本松104-4	75-2959	124	62
2	西豊田一丁目・二丁目・三丁目 伝馬・館川町・下町・新町・木挽町 朝日町・仲町・曲新田 本町・横町・葛野・水沼・東町	藤崎町藤崎老人福祉センター	藤崎町大字西豊田一丁目3	75-3232	165	82
3	西豊田一丁目・二丁目・三丁目 伝馬・館川町・下町・新町・木挽町 朝日町・仲町・曲新田 本町・横町・葛野・水沼・東町	藤崎町役場	藤崎町大字西豊田一丁目1	75-3111	60	30
4	白子・緑町	白子研修集会所	藤崎町大字藤崎字白子122-5	75-2954	162	81
5	林崎	林崎研修集会所	藤崎町大字林崎字宮本84-4	—	162	81
6	藤越	藤越研修集会所	藤崎町大字藤崎字杉山28-4	75-2956	142	71
7	中島・小畑	平成会館	藤崎町大字矢沢字福富62-2	—	197	98
8	矢沢	ふれあい健康センター	藤崎町大字矢沢字福富四番囲9-1	75-6050	102	51
9	中野目	中野目研修集会所センター	藤崎町大字中野目字早稲田東77-2	75-2926	197	98
10	吉向・亀岡・西中野目	西中野目生活改善センター	藤崎町大字中野目字葛巻5-1	75-2935	190	95
11	俵舂・下俵舂・柏木堰	三集落生活改善センター	藤崎町大字俵舂字前田54-2	75-4936	221	110
12	常盤・西田・若柳	常盤地区コミュニティセンター	藤崎町大字常盤字二西田25	65-2959	410	205
13	常盤・西田・若柳	藤崎町常盤老人福祉センター	藤崎町大字常盤字富田70-1	65-2056	139	69
14	小学校通	小学校通集会所	藤崎町大字常盤字四西田89-3	—	43	21
15	徳下	徳下老人憩の家	藤崎町大字徳下字滝本6-7	65-2938	132	66

16	三ッ屋	三ッ屋老人憩の家	藤崎町大字三ッ屋字上前田53-2	—	84	42
17	福島	福島公民館	藤崎町大字福島字村元66-3	65-2943	153	76
18	福左内	福左内公民館	藤崎町大字水木字福西26	65-3995	96	48
19	水木	水木地区ふるさとセンター	藤崎町大字水木字浅田1-1	65-3464	227	113
20	久井名館	久井名館老人憩の家	藤崎町大字久井名館字早稲田71-5	65-2944	110	55
21	富柳	富柳老人憩の家	藤崎町大字富柳字福岡334-3	—	123	61
22	福館	福館公民館	藤崎町大字福館字西田89-7	65-3122	137	68
23	若松	若松転作研修館	藤崎町大字若松字森越115-2	—	132	66
24	榊	榊公民館	藤崎町大字榊字和田119-3	—	188	94
25	亀田	亀田地区交流センター	藤崎町大字榊字亀田2-93	65-2663	185	92

※第一避難所とは、台風の接近等で少数の避難者が想定される場合、対策本部の決定により開設

○二次避難所

番号	収容地区	施設名	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収納可能人員 (人)
1	藤崎地区	スポーツプラザ藤崎	藤崎町大字西豊田一丁目1	75-3323	2,915	728
2		藤崎町文化センター	藤崎町大字西豊田一丁目1	75-3311	600	150
3		ふれあいずーむ館	藤崎町大字藤崎字中村井21-1	75-2288	514	257
4		藤崎小学校	藤崎町大字藤崎字西村井5-1	75-3019	1,269	317
5		藤崎中央小学校	藤崎町大字水沼字浅田11	75-3303	1,058	264
6		藤崎中学校	藤崎町大字藤崎字西豊田90-1	75-3013	1,839	459
7	常盤地区	農業者トレーニングセンター	藤崎町大字常盤字三西田24-2	65-3463	1,498	374
8		常盤生涯学習文化会館	藤崎町大字常盤字三西田35-1	65-3100	390	97
9		常盤小学校	藤崎町大字常盤字三西田23	65-2219	1,500	375
10		明德中学校	藤崎町大字常盤字一西田21-1	65-2218	1,797	449

※第二次避難所とは、地震災害等で町内に多くの被害が発生し多くの避難者が想定される場合、対策本部の決定により開設

○福祉避難所

番号	事業者名	施設名	施設所在地	施設区分	電話番号
1	特定非営利活動法人あいゆう	就労継続支援センター あいゆう工房	板柳町大字館野越字早稲田54-2	就労継続支援B型	77-2775
2		児童デイサービスセンター ピース	板柳町大字館野越字早稲田54-2	児童デイサービス	
3		日中一時支援事業所 オアシス	板柳町大字館野越字早稲田54-2	児童デイサービス	
4	医療法人 サンメディコ	介護老人保健施設 ヴィラ弘前	弘前市大字岩賀二丁目12-11	老人保健施設	37-7300
5		グループホーム ヴィラ弘前	弘前市大字岩賀二丁目12-11	グループホーム	37-7100
6	医療法人 白鷗会	まちだ館	板柳町大字福野田字実田72-4	有料老人ホーム	79-2341
7		まちだハウスⅠ	板柳町大字福野田字実田43-1	有料老人ホーム	79-2161
8		まちだハウスⅡ	板柳町大字福野田字実田44-1	有料老人ホーム	72-3661
9	医療法人 ときわ会	ときわ会病院	藤崎町大字榊字亀田2-1	医療施設	65-3771
10	医療法人慶成会 グループホームすごう	グループホーム すごう	藤崎町大字葛野字新岡元56-1	グループホーム	75-3330
11	社会福祉法人 音羽会	グループホーム うぐいすの里弘前	弘前市大字向外瀬字豊田319-1	グループホーム	36-0028
12	社会福祉法人 桐栄会	ケアハウス しずか	藤崎町大字水木字浅田95	軽費老人ホーム	69-5151
13		デイサービスセンター 悠悠	青森市浪岡大字樽沢字村元330-7	デイサービス	62-8101
14		デイサービスセンター みずき	藤崎町大字水木字浅田95	デイサービス	65-4110
15		特別養護老人ホーム ゆうゆう荘	青森市浪岡大字樽沢字村元330-7	特別養護老人ホーム	62-9201
16		特別養護老人ホーム ときわ	藤崎町大字水木字浅田95	特別養護老人ホーム	69-5225
17	社会福祉法人 黒石市社会福祉協議会	指定就労継続支援B型 せせらぎの園	田舎館村大字堂野前字前川原212-8	知的通所授産	58-3527
18	社会福祉法人 千栄会	グループホーム さんふじ	藤崎町大字柏木堰字亀田67-1	グループホーム	75-3511
19		短期入所事業 さんふじ	藤崎町大字柏木堰字南亀田1-1	ショートステイ	
20		デイサービスセンター さんふじ	藤崎町大字柏木堰字南亀田1-1	デイサービス	
21		特別養護老人ホーム さんふじ	藤崎町大字柏木堰字南亀田1-1	特別養護老人ホーム	
22	社会福祉法人 つがる三和会	グループホーム いたや荘	板柳町大字辻字岸田66	グループホーム	79-2101
23	社会福祉法人 弘友会	ケアハウス サンフラワー	弘前市大字向外瀬字豊田320-1	軽費老人ホーム	34-3434
24		有料老人ホーム ふじの郷	藤崎町大字藤崎字高瀬2-4	有料老人ホーム	55-0630
25	社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会	藤崎町社協デイサービスセンター	藤崎町大字常盤字富田67-1	デイサービス	65-4071

26	社会福祉法人 極光の会	玄輝門住宅A	藤崎町大字中島字種元31-5	グループホーム	75-9513
27		玄輝門	藤崎町大字榊字植田33-1	知的通所授産	65-4187
28	有限会社 プラーナ	有料老人ホーム シルバーハウスたんぼぼ	藤崎町大字矢沢字福富155-2	有料老人ホーム	89-7312
29	有限会社 博愛会ケアサービスセンター	デイサービスセンター テレサ苑	藤崎町大字林崎字宮本67-1	デイサービス	75-3162
30	有限会社 ファイブワン	グループホーム えびす	藤崎町大字藤崎字西浅田20-2	グループホーム	75-5995
31		グループホーム えびす いなかだて	田舎館村大字川部字中西田30-58	グループホーム	75-2562
32		デイサービスセンターえびす	藤崎町大字藤崎字西浅田60	デイサービス	89-7722
33		有料老人ホーム えびす	藤崎町大字藤崎字西浅田56-4	有料老人ホーム	75-5313

7-2 避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル

(令和2年2月現在)

1 避難勧告等の発令区分

避難勧告等の発令区分は、以下のとおりとする。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

気象予警報等が発表され、災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要し、事前に避難準備することが適当であると認められる者が、避難行動を開始する必要がある場合に情報を提供する。

(2) 避難勧告

災害により人的被害の発生のおそれがあり、災害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に、町民に対し、避難のための立ち退きを勧め又は促す。

(3) 避難指示（緊急）

災害による被害の危険が切迫している場合等で、避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められる場合に、住民に対し、避難のための立ち退きを勧めるとともに指示する。

2 避難勧告等の判断基準

避難勧告等の発令については、対象となる災害を水害とし、各種防災気象情報、現地情報等を収集し、総合的に判断する。

3 災害の特性

住民は、災害が発生するまでに避難を終えることが原則であるが、事態の進行や状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要となる。したがって、下記の点を避難行動についての基本的な考え方とする。

- ① 避難行動要支援者等、避難行動や情報面での支援を要する人も含めた住民の確実な避難
- ② 道路冠水等で危険な中を避難するような事態の回避等、避難行動における安全の確保
- ③ 真に切迫した状況では、生命を守る最低限の行動の選択

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

《水 害》

(1) 外水氾濫（河川の氾濫等）

堤防を有さない河川等では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する。

堤防を有する河川で破堤した場合、氾濫水は家屋でさえ破壊するほどのエネルギーで一気に押し寄せるため、堤防の近傍の住民は破堤前の避難完了が必要となる。また、相当量の氾濫水が流れ出すので、浸水深や浸水域も一気に増加する。そのため、低地で氾濫水が集まる地区は、特に速やかな避難行動が必要となる。

さらに、大河川に小規模の河川が合流する地域では、大河川の水位上昇により小規模の河川の水が流れ込めなくなり、あふれる場合があることに注意が必要である。

なお、内水氾濫が先行して発生する場合も多く、内水による浸水の進行により、外水氾濫の危険性が高まった段階では避難が困難となるおそれもある。また、急流河川が破堤すると、浸水深はあまり深くなくても、氾濫水の流速が早く避難することが危険な場合がある。

浸水が既に始まっている場合において、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

- ① 浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、20cm程度でも歩行不可能であること。
 - ② 用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm程度でも危険であること。
 - ③ 浸水により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難するなどの行動をとること。
- (2) 内水氾濫（市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等）

降雨量に対して小河川や下水道等の処理能力が追いつかない場合に発生する。

一般的に外水氾濫よりも浸水深は浅い傾向にあるが、地下施設等では生命に係る災害になることがある。

また、小河川からの浸水は、小河川が流れ込む先の河川の水位が高くなると徐々に始まるが、さらなる本川の水位上昇により水門の閉鎖や排水機場の停止等の措置がとられた場合、水位は一気に上昇するので、水門の閉鎖等の前の避難が必要。

河川の氾濫と同時に発生する場合も多い。

浸水が既に始まっている場合において、住民が留意すべき事項は外水氾濫と同様である。

4 避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、気象庁が発表する5段階の警戒レベルに基づき、避難勧告等を発令する。

□各警戒レベルにおける避難勧告等の区分、住民の避難行動等

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	警戒レベル相当防災気象情報 (例)
警戒レベル5	既に災害が発生している状況 命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 (町が発令)	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4 (全員避難)	速やかに避難先へ避難 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難	避難勧告 避難指示(緊急) 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令 (町が発令)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 等
警戒レベル3 (高齢者等は避難)	避難に時間を要する人とその支援者は避難開始。その他の人は、避難の準備	避難準備・ 高齢者等避難開始 (町が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	

内閣府「避難勧告に関するガイドライン」を参考にして作成

〈運用上の注意事項〉

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換を行う。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- ・堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行う。
- ・自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難させることも考慮する。

《河川洪水》

(1) 平川

〈百田観測所〉

位置：左岸3.60k

標高：16.68m

左岸：弘前市大字百田字宮崎地先

右岸：南津軽郡藤崎町大字藤崎字四本松地先

(2) 十川

〈下十川観測所〉

位置：右岸18.00k

標高：15.4220m

右岸：南津軽郡藤崎町大字福島字富田62—1

(3) 浪岡川

〈浪岡観測所〉

位置：右岸6.00k

標高：24.0700m

右岸：青森市浪岡大字浪岡岡田57—1

□避難すべき区域

原則として河川浸水想定区域で浸水が予想されている範囲内

※ 藤崎町洪水ハザードマップ参照

□具体的な基準

避難勧告等は以下の基準を参考に、河川洪水予報、水位情報（氾濫注意水位、避難判断水位等）、今後の気象予測、河川巡視からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

岩木川水系平川	百田観測所・弘前市大字百田字宮崎（平川橋から下流100m）
避難準備・高齢者等避難開始	①氾濫注意水位【 <u>2.30m</u> 】に到達し、1時間後には、避難判断水位【 <u>4.80m</u> 】を超えると予想され、なお水位の上昇が見込まれる。
避難勧告	①避難判断水位【 <u>4.80m</u> 】に到達し、1時間後には、氾濫危険水位【 <u>5.10m</u> 】に到達すると予想される。 ②河川氾濫のおそれがある。
避難指示(緊急)	①氾濫危険水位【 <u>5.10m</u> 】に到達する。 ②堤防が決壊するおそれがある。 (堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。)

岩木川水系十川	下十川観測所・藤崎町大字福島字富田62—1（新川蔵橋）
避難準備・高齢者等避難開始	①氾濫注意水位【 <u>2.38m</u> 】に到達し、1時間後には、避難判断水位【 <u>2.90m</u> 】を超えると予想され、なお水位の上昇が見込まれる。
避難勧告	①避難判断水位【 <u>2.90m</u> 】に到達し、1時間後には、氾濫危険水位【 <u>3.40m</u> 】に到達すると予想される。 ②河川氾濫のおそれがある。
避難指示(緊急)	①氾濫危険水位【 <u>3.40m</u> 】に到達する。 ②堤防が決壊するおそれがある。 (堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。)
避難対象地区	福島地区、久井名館地区

岩木川水系浪岡川	浪岡観測所・青森市浪岡大字浪岡岡田57—1（河原町橋）
避難準備・高齢者等避難開始	①氾濫注意水位【 <u>2.10m</u> 】に到達し、1時間後には、避難判断水位【 <u>2.20m</u> 】を超えると予想され、なお水位の上昇が見込まれる。
避難勧告	①避難判断水位【 <u>2.20m</u> 】に到達し、1時間後には、氾濫危険水位【 <u>2.50m</u> 】に到達すると予想される。 ②河川氾濫のおそれがある。
避難指示(緊急)	①氾濫危険水位【 <u>2.50m</u> 】に到達する。 ②堤防が決壊するおそれがある。 (堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。)
避難対象地区	富柳地区、福館地区

- ※氾濫危険水位：洪水により、相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫のおそれがある水位
- ※避難判断水位：氾濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、市町村が発する避難勧告等の目安になる水位
- ※氾濫注意水位：出水時に災害のおこるおそれのある水位で、水防団を出動又は準備させる水位
- ※水防団待機水位：水防団等が水防活動の準備を始める目安となる水位で、各機関からの情報

収集や危険箇所の巡回等を行う目安となる

〔情報の入手先〕

- 青森地方気象台 : 【防災気象情報】→【河川洪水予報】
- 国土交通省 : 【川の防災情報】→【観測所選択】→【テレメータ水位】→
「上岩木橋」「百田」「平川合流点」「下十川」観測所
- 青森河川国道事務所 : 【「かわ」の広場】→【ライブカメラ・水位】→【リアルタイム
情報】
- 青森県 : 【防災情報（河川・砂防）】→【雨量、水位観測情報】
- 岩木川ダム統合管理事務所 : 【リアルタイムデータ】

5 避難勧告等の伝達手段

避難勧告等の伝達は、災害の種別や規模、伝達すべき区域の範囲、時間帯等を考慮し、同報系無線の使用や車両による広報、報道各社への放送要請、町ホームページへの掲載などを行うとともに、地区情報調査連絡員（町内会長、消防団地区分団長）、民生委員児童委員、独居高齢者安心電話協力員、近隣協力員等への電話など、様々な手段で実施する。

《図省略》

□《伝達手段》

- ① 防災行政用無線を利用して、対象地域の住民全般に伝達する。
（避難勧告と避難指示については、サイレンの吹鳴を併用する）
- ② 町広報車や消防司令車等により、対象地域の住民全般に伝達する。
- ③ あらかじめ構築しておいた地区情報調査連絡員（町内会長）の協力を得て、組織的な伝達体制に基づき、町から連絡先へ電話等により伝達する。
- ④ 消防団の地区情報調査連絡員（本部・各分団長）に対して、対象地域の住民への伝達を依頼する。
- ⑤ 自主防災組織や近隣協力員等において、率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や、地域コミュニティ間での直接的な声かけを行う。
- ⑥ 避難行動要支援者等の事前登録者や緊急連絡先、民生委員児童委員、近隣協力員、独居高齢者安心電話協力員、社会福祉協議会へ伝達する。（電話、FAXなど）
- ⑦ 町ホームページ等に記載して、インターネットによる対象地域の住民も含めた不特定多数へ伝達する。
- ⑧ テレビ、ラジオ等の放送機関へ依頼する。

6 避難勧告等の伝達文（例）

□避難勧告等の伝達内容の例

①避難準備・高齢者等避難開始の伝達文（住民あて）の例

こちらは、防災ふじさき広報です。ただ今、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して避難準備情報を出しました。お年寄りの方など、避難に準備を要する方は、直ちに（避難所の施設名）へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。
※そのほか「昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位が、氾濫危険水位に達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」

②避難勧告の伝達文（住民あて）の例

こちらは、防災ふじさき広報です。ただ今、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して避難勧告を出しました。直ちに（避難所の施設名）へ避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。

※そのほか「昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位が、氾濫危険水位に達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」

③避難指示（緊急）の伝達文（住民あて）の例

藤崎町長の〇〇です。ただ今、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。〇〇川が氾濫危険水位を超え大変危険な状況です。避難中の方は直ちに（避難所の施設名）への避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。

7 防災関係機関連絡先一覧

■（財）河川情報センター	<TEL022-268-7471> <FAX022-225-5583>
■青森地方気象台	<TEL017-741-7413> <FAX017-741-7577>
■青森河川国道事務所調査第一課	<TEL017-734-4560> <FAX017-722-2540>
■青森河川国道事務所藤崎出張所	<TEL0172-75-3314> <FAX0172-75-2864>
■青森河川国道事務所弘前国道維持出張所	<TEL0172-28-1315> <FAX0172-26-2904>
■青森県県土整備部河川砂防課（青森県水防本部）	<TEL017-734-9662> <FAX017-734-8191>
■青森県危機管理局防災危機管理課危機管理対策グループ	<TEL017-734-9088> <FAX017-722-4867>
■中南地域県民局地域整備部（青森県水防支部）	<TEL0172-34-1283> <FAX0172-36-5360>
■中南地域県民局地域整備部目屋ダム管理所	<TEL0172-85-2212> <FAX0172-85-3020>
■岩木川ダム統合管理事務所	<TEL0172-85-3035> <FAX0172-85-3061>
■岩木川ダム統合管理事務所浅瀬石川ダム管理支所	<TEL0172-54-8782> <FAX0172-54-8785>
■東北電力㈱弘前電力センター	<TEL0172-32-0238> <FAX0172-35-4919>
■弘前警察署	<TEL0172-32-0111> <FAX0172-32-0111>
■弘前警察署藤崎警察官駐在所	<TEL0172-75-3010> <FAX0172-75-3010>
■弘前警察署常盤警察官駐在所	<TEL0172-65-3109> <FAX0172-65-3109>
■弘前地区消防事務組合消防本部	<TEL0172-32-5101> <FAX0172-33-9117>
■弘前地区消防事務組合東消防署	<TEL0172-27-1151> <FAX0172-27-8773>
■弘前地区消防事務組合東消防署北分署	<TEL0172-75-3333> <FAX0172-75-4166>
■浅瀬石川土地改良区	<TEL0172-53-1616> <FAX0172-53-4369>
■浪岡川土地改良区	<TEL0172-62-7809> <FAX0172-62-7806>

8 医療救護関係

8-1 救護所の設置予定場所

設置予定場所	所在地	収容能力(人)	施設状況
藤崎老人福祉センター	大字西豊田一丁目3	50	鉄骨平屋
藤崎小学校	大字藤崎字西村井5-1	300	鉄筋2階
藤崎中央小学校	大字水沼字浅田11	300	鉄筋2階
藤崎中学校	大字藤崎字西豊田90	600	鉄筋2階
常盤老人福祉センター	大字常盤字富田70-1	50	鉄骨平屋
常盤小学校	大字常盤字三西田23	300	鉄筋2階
明德中学校	大字常盤字一西田21-1	600	鉄筋3階

※救護所として使用した場合の収容能力

8-2 医薬品等の調達先

名称	所在地	電話番号
サカエ薬局藤崎	大字藤崎字武元13	75-6668
ひらの薬局	大字葛野字前田61-5	89-7100
平安堂薬局	大字西豊田一丁目7-1	75-3004
スーパードラッグアサヒ藤崎店	大字西豊田三丁目1-25	89-7111
薬王堂青森常盤店	大字榊字亀田10-24	26-5431
クローバー調剤薬局ときわ店	大字常盤字富田21-25	65-4333

8-3 町内の医療機関

名 称	所 在 地	診療科目	ベッ ド数	医師 数	看護 師数	電話番号	備 考
藤崎診療所	大字西豊田一丁目2	内 科	0	3	6	75-4111	(うち准看護師3人)
		外 科					
		婦 人 科					
(医) 栄現会 せきばクリニック	大字藤崎字武元5-5	小 児 科	0	1	4	75-3020	(うち准看護師3人)
		内 科					
(医) むらさわ内科クリニック	大字藤崎字村井40-6	内 科	0	1	3	75-6060	(うち准看護師3人)
		消化器科					
		循環器科					
		呼吸器科					
		放射線科					
(医) 博仁会 福井診療所	大字藤崎字村元77-1	皮 膚 科	0	1	5	75-4021	(うち准看護師3人)
		形成外科					
		内 科					
(医) 幸昭会 樽沢医院	大字葛野字前田61-13	内 科	0	2	6	89-7711	(うち准看護師5人)
		小 児 科					
		放射線科					
常盤診療所	大字常盤字富田21-6	内 科	0	1	2	65-2210	(うち准看護師1人)
		外 科					
(医) ときわ会 ときわ会病院	大字榑字亀田2-1	内 科	149	9	87	65-3771	(うち准看護師14人)
		消化器・ 肝臓内科					
		糖尿病内 科					
		脳神経内 科					
		漢方内科					
		緩和ケア 内科					
		外 科					
		消化器外 科					
		整形外科					
		リウマチ科					
		リハビリ テーショ ン科					
麻 酔 科							

8-4 救護班編成表

班名	班長 (医師)	班 員			計	分担区域	備考
		看護師 保健師	(助産師)	事務員			
第1班	2	10	1	3	16	舟場・みつや・表町・仲町・曲新田・本町・木挽町・朝日町・舘川町・下町・緑町・新町・横町・伝馬・葛野・白子・藤越・林崎・西豊田一丁目・西豊田二丁目・西豊田三丁目	
第2班	2	10	1	3	16	東町・中島・小畑・矢沢・水沼・中野目・吉向・亀岡・西中野目・俵舛・下俵舛・柏木堰	
第3班	2	10	1	3	16	常盤・水木・榊・福館・徳下・福佐内・福島・久井名舘・若松・富柳・三ツ屋・亀田・西田・若柳・小学校通り	

9 緊急輸送関係

9-1 町所有車両

車種(台) 所 属	軽 自 動 車	ラ イ ト バ ン	S U V	バ ス	ダ ン プ	ワ ゴ ン 車	特 殊 自 動 車						
							グ レ ー ダ ー	ロ ー タ リ ー	タ イ ヤ シ ヨ ベル	ブ ル ド ー ザ ー	消 防 ポ ンプ 自 動 車	消 防 司 令 車	小 型 動 力 ポ ンプ 付 積 載 車
総務課				1		2					1	1	21
経営戦略課	1												
税務課	1												
住民課	1												
福祉課	3	1		1		1							
農政課	2												
建設課	1	1	1		2		1	3	4				
上下水道課	1					1							
常盤出張所	1												
学務課		1		3									
生涯学習課						1							
常盤公民館						1							
学校給食センター	1												
農業委員会	1												

9-2 町所有以外の車両調達先

(1) 公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
つがる弘前農業協同組合藤崎支店	大字葛野字岡元1-1	75-3320
津軽みらい農業協同組合常盤支店	大字常盤字一西田11	65-3111

(2) 陸上運送事業者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
新潟運輸(株)弘前藤崎支店	大字藤崎字中豊田6-2	75-5511
中川運輸(有)	大字常盤字二西田72-3	65-3956

ヤマト運輸(株)青森常盤営業所	大字榊字和田37-2	69-5200
(有)藤崎タクシー	大字常盤字一西田23-7	65-2225
丸運十和田運送(株)	大字藤崎字西浅田9-1	89-4305
(有)東西物流	大字榊字亀田1-7	65-3911
(有)エーティーライン	大字榊字福田49-1	65-3420
(株)アルム不動産運輸弘前支店 藤崎営業所	大字矢沢字豊成五番囲27-1	55-9792

9-3 車両駐車地区

名 称	所 在 地	電 話 番 号
藤崎小学校グラウンド	大字藤崎字西村井5-1	75-3019
藤崎中央小学校グラウンド	大字水沼字浅田11	75-3303
藤崎中学校グラウンド	大字藤崎字西豊田90	75-3013
明德中学校グラウンド	大字常盤字一西田21-1	65-2218

9-4 ヘリコプターの離着陸可能地点

名 称	所 在 地	面 積
ライフコート平川	平川河川敷(陸上競技場)	8,400㎡
常盤小学校グラウンド	大字常盤字三西田23	18,003㎡

9-5 広域防災拠点の整備状況

施設等名	所在地	連絡先	宿営可能 人員	物資等収容 スペース	利用可能な設備の 状況
藤崎除雪センター	大字藤崎字若 松17	建設課長 75-3111	5人	200㎡	物資の保管、運搬
常盤除雪センター	大字増館字若 柳128-2		10人	300㎡	物資の保管、運搬

10 建設・土木関係

10-1 町内建設業者

名称	所在地	電話番号	機械器具の現有状況
(有)フジケンホーム	大字矢沢字福富 162-3	75-4638	ダンプトラック (2t) 1台 タイヤショベル 1台
(株)三浦組	大字葛野字岡元 18-3	75-2328	土木業者名簿に記載
(株)mizuiro architects	大字常盤字一西 田12-2	65-2137	土木業者名簿に記載
久保田建設(株)	大字西豊田三丁目 1-8	75-2752	土木業者名簿に記載
(株)タナックス 弘前支店	大字常盤字五西 田72-1	65-4355	土木業者名簿に記載
(株)藤林商会	大字久井名館字 早稲田295-2	65-2002	土木業者名簿に記載

10-2 町内土木業者

名 称	所 在 地	電話番号	機 械 器 具 の 現 有 状 況
(株)小笠原組	大字西豊田三丁目 3-15	75-2669	バックホウ (0.25m ³ 1台 0.45m ³ 2台) ダンプトラック (2t1台 4t3台) バス (6人乗り) 1台 タイヤショベル1台 ユニック (4t) 1台 発電機 (25KVA) 1台
(有)佐藤林組	大字矢沢字福富67 -18	75-5676	バックホウ (0.1m ³ 1台 0.25m ³ 1台 0.45 m ³ 2台) ダンプトラック (4t) 2台 クレーン付トラック (4t1台 7t1台 11 t1台) タイヤショベル3台
(株)三浦組	大字葛野字岡元18 -3	75-2328	バックホウ2台 タイヤショベル1台 ダンプトラック (3t1台 4t1台) トラック (3t) 1台 ユニック (4t) 1台
(有)マル吉建設	大字常盤字四宮本 21-1	65-3343	タイヤショベル1台 油圧ショベル3台 ダンプトラック (4t2台 2t1台)
(株)丸徳建設	大字徳下字元前田 37-3	65-3359	バックホウ (0.1m ³ 1台 0.4m ³ 1台) タイヤショベル (0.7m ³) 1台 ダンプトラック (2t1台 4t2台) ユニック (4t) 1台
(有)セイノ電気 通信建設	大字西豊田一丁目 15-4	75-5331	タイヤショベル1台 ユニック (2t) 1台 バス (8人乗り) 2台
(有)丸福建設	大字福島字宮元43 -22	65-3200	タイヤショベル1台 バックホウ (0.25m ³) 1台 ミニバックホウ1台 クレーン付トラック (7t) 1台 ダンプトラック (4t) 1台

(有)村上土木	大字藤崎字西若松 35	75-4273	ダンプトラック (2 t 1台 4 t 3台) トラック (2 t) 1台 ユニック (4 t) 1台 タイヤショベル8台
永田組	大字藤崎字銅屋森 53-4	75-5292	バックホウ1台 ダンプトラック (2 t) 1台 タイヤショベル1台
(株)mizuiro arc hitects	大字常盤字一西田 12-2	65-2137	タイヤショベル1台 ダンプトラック (2 t) 2台
久保田建設(株)	大字西豊田三丁目 1-8	75-2752	バックホウ1台 タイヤショベル2台 ダンプトラック (2 t 1台 4 t 1台)
(株)藤林商会	大字久井名館字早 稲田295-2	65-2002	タイヤショベル (コマツ 100型1台 25型 1台) バス (9人乗り) 1台 平ボディ (4 t 車1台 4 t ウイング車1台 2 t 車1台)
(株)タナックス 弘前支店	大字常盤字五西田 72-1	65-4355	タイヤショベル (1.3m ³ 1台 0.6m ³ 1台) バックホウ (0.07m ³ 1台 0.2m ³ 1台 0.25 m ³ 3台 0.45m ³ 1台 0.5m ³ 2台) ダンプトラック (3 t 2台 4 t 2台 10 t 2 台) クレーン付トラック (4 t 1台 10 t 1台)
(株)共同設備 藤崎営業所	大字中野目字早稲 田東40-1	75-2760	なし
(有)猪股住設	大字水木字水元60	65-3963	バックホウ1台 トラック (1 t) 1台 軽ワゴン2台
(株)ホープ	大字徳下字滝本66 -1	69-5538	ダンプトラック (10 t 1台 4 t 1台 2 t 1 台) タイヤショベル2台 小型タイヤショベル1台

10-3 障害物の除去に要する機械、器具等の現有状況

所有者	所在地	連絡先	名称及び数量(台)						
			ク レ ー ン 車	シ ヨ ベ ル ロ ー ダ ー	グ レ ー ダ ー	ブ ル ド ー ザ ー	ト レ ー ラ ー	バ ッ ク ホ ウ	ダ ン プ 他
藤崎町	大字藤崎字若松17	建設課長		2					1
	大字増館字若柳128-2	75-3111		2	1				1

10-4 指定水道事業者

商号又は名称	所在地	電話番号
(有)藤崎水道	大字藤崎字西村井17-16	75-2464
(有)工藤設備工業所	大字中野目字葛巻26-1	75-4712
(有)猪股住設	大字水木字水元60	65-3963
アサノカンスイ(株)	大字西豊田三丁目1-24	75-4970
高木水道工業所	大字榊字和田18-1	65-2345
(有)藤村設備	大字葛野字前田53	75-2067
アール住設	大字小畑字福元8	55-0583
吉田設備	大字福島字村元66-1	65-2097

10-5 建設予定地リスト

候補地名	所在地
藤崎児童公園	大字西豊田一丁目10
藤崎防災公園	大字藤崎字西村井17-1
子どもの森公園	大字福島字村元85

11 調達・供給関係

11-1 米穀の調達先

名 称	所 在 地	電話番号
つがる弘前農業協同組合藤崎支店	大字葛野字岡元1-1	75-3320
佐藤米穀店	大字藤崎字館岡18	75-2204
五十嵐米穀店	大字藤崎字村元43	75-2075
幸田米穀プロパン店	大字藤崎字村岡25-1	75-2011
津軽みらい農業協同組合常盤支店	大字常盤字一西田11	65-3111

11-2 副食、調味料等の調達先

名 称	所 在 地	電話番号
つがる弘前農業協同組合藤崎支店	大字葛野字岡元1-1	75-3320
イオン(株)藤崎店	大字西豊田一丁目7-1	75-3300
スーパードラッグアサヒ藤崎店	大字西豊田三丁目1-25	89-7111
ローソン藤崎店	大字西豊田二丁目1-2	75-9027
津軽みらい農業協同組合常盤支店	大字常盤字一西田11	65-3111
スーパー佐藤長(株)常盤店	大字榺字亀田10-5	69-5511
ローソン常盤榺店	大字榺字和田65-1	65-3962
ファミリーマート常盤バイパス店	大字水木字浅田128-5	65-5236
常盤村養鶏農業協同組合	大字常盤字富田2	65-3355
ローソン藤崎豊岡店	大字藤崎字豊岡52-1	89-7077
ローソン藤崎榺和田店	大字榺字和田8-1	88-6557
セブンイレブン藤崎町村井店	大字藤崎字村井22-4	75-3677
薬王堂青森常盤店	大字榺字亀田10-24	26-5431

11-3 生活必需品の調達先

名 称	所 在 地	電話番号	品 名
イオン(株)藤崎店	大字西豊田一丁目7-1	75-3300	寝具・外衣・肌着・身の回り品等
ホームック(株)藤崎店	大字葛野字前田66-8	75-6670	
小野衣料店	大字常盤字五宮本39-9	65-2344	
池田衣料店	大字常盤字二西田14-13	65-2242	
コメリ藤崎常盤店	大字榑字亀田10-22	69-5101	

11-4 調達物資の集積場所

名 称	所 在 地	電話番号	施設の概況
藤崎町文化センター	大字西豊田一丁目1	75-3311	鉄筋3階
藤崎老人福祉センター	大字西豊田一丁目1	75-3311	鉄骨平屋
常盤生涯学習文化会館	大字常盤字三西田32	65-3100	鉄筋平屋
常盤老人福祉センター	大字常盤字富田70-1	65-2626	鉄筋2階

11-5 炊き出しの実施場所

実 施 場 所	器材等の整備状況
学校給食センター	ガス炊飯器(6kg)×25、食器類
藤崎小学校	釜、食器類
藤崎中央小学校	釜、食器類
藤崎中学校	釜、食器類
常盤小学校	釜、食器類
明德中学校	釜、食器類

12 廃棄物関係

12-1 清掃工場

施設名	所在地	処理能力	電話番号	備考
弘前地区環境整備センター	弘前市大字町田字筒井6-2	246 t / 24H	36-3883	
黒石地区清掃施設組合環境管理センター ごみ処理施設	黒石市大字竹鼻字北野田470	100 t / 24H	53-1222	

12-2 し尿処理施設

施設名	所在地	電話番号	処理能力	処理方法
津軽広域クリーンセンター	弘前市大字津賀野字浅田1273	55-6728	116 kℓ / 日	希釈投入方式

12-3 し尿くみ取り許可業者

名称	所在地	電話番号	台数	積載量
(株)津軽衛生社	弘前市大字向外瀬字豊田357-1	37-3338	4	3.0kℓ 2台
				3.6kℓ 1台
				3.7kℓ 1台
田舎館衛生社	大字水木字水元30-1	65-2229	1	2.7kℓ 1台

12-4 指定堆雪場

名称	所在地	専用面積 (㎡)
岩木川河川敷雪置場	弘前市中崎地内 (岩木川左岸)	21,000
藤崎町営墓地公園内雪置場	大字若松字安田25-1	5,557

13 文教関係

13-1 文房具等の調達先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
国文堂	大字藤崎字西村井6-8	75-5975
工藤書店	大字藤崎字館岡9-1	75-3717
イオン(株)藤崎店	大字西豊田一丁目7-1	75-3300
ホームック(株)藤崎店	大字葛野字前田66-8	75-6670

13-2 町内の文化財

○有形文化財

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
藤崎村古地図類 42枚	昭和63年5月11日	大字西豊田一丁目1	(管) 藤崎町教育委員会
五百羅漢像 (2体)	昭和60年3月30日	大字久井名館地内 正法庵境内	久井名館地区会

○民俗文化財

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
板碑 1基	昭和58年6月25日	大字藤崎字村元 (摂取院境内)	摂取院
板碑 1基	昭和58年6月25日	大字藤崎字村元 (稻荷神社境内)	稻荷神社
板碑 1基	昭和58年6月25日	大字藤崎字四本松 (八幡宮境内)	八幡宮
板碑 1基	昭和58年6月25日	大字藤崎字二本柳 (唐糸塚)	藤崎町教育委員会

○史跡天然記念物

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
唐糸御前の古跡	昭和50年12月26日	大字藤崎字二本柳37	藤崎町教育委員会
徳下八幡宮一位の木	平成6年11月24日	大字徳下地内 徳下八幡宮境内	徳下八幡宮氏子 総代